

市民との協働による行政運営推進条例(2003.6.1施行)

1 経緯

「志木市・地方自立計画」を全市民的事業と位置付けるとともに、具体的に実践する手段として制定しました。

志木市地方自立計画の策定(03年2月)

公務の領域や担い手を検証
ローコストで、元気なまちづくりを実現

志木市市民との協働による行政運営推進条例施行(03年6月)

委託業務受託者の公募
個人・団体登録の受付開始

市民協働業務(4業務)がスタート(03年8月)

2 目的

市民の有する知識や経験を行政運営に活かし、市民(行政パートナー)と行政が対等な立場に立って、パートナーシップ協定に基づく業務運営を行うための必要な事項を規定しました。

3 3つの基本理念

- (1) 対等な立場で役割と責務を理解し、市民協働を推進します
- (2) 情報の共有化による協働関係の構築します
- (3) 市民公益活動団体の自主・自立性を尊重します

4 主な内容

- (1) 市の責務と行政パートナーの役割
- (2) パートナーシップ協定による事業の推進
- (3) 行政パートナーに課される義務
(法令等の遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、プライバシー保護)
- (4) 団体登録など制度に参加するための手続き規定等

5 パートナーシップ協定とは

パートナーシップ協定とは、業務を委託する市と受託する行政パートナーがお互いの特性を認め合い、最大限の効果を発揮するために、相互の役割分担や相互協力を明確にするとともに、業務を通じた行政パートナー改善提案権を担保するものです。